

基金規約の改正と掛金率の改定について

基金では平成 22 年 3 月 31 日を基準日として、厚生労働省告示に基づく「変更計算」を行いました。その結果は、加算特別掛金を現行 1,000 分の 1 から 1,000 分の 4 に引き上げが必要というものでした。

この対応につき第 7 2 回理事会及び第 4 3 回代議員会で慎重に議論した結果、剰余が生じている事務費掛金を 1,000 分の 1 引き下げて 1,000 分の 2 とし、加算特別掛金を 1,000 分の 1 引き上げて 1,000 分の 2 とする措置を講ずることとなりました。これは、事業主様の負担を抑え、将来に亘って確実に不足金を減らすことを企図するものです。

なお、残りの 1,000 分の 2 については、平成 21 年 3 月 31 日に策定した「長期運営計画」を適用し、引き上げを猶予することといたしました。

1. 基金規約が以下のとおり一部変更となります（認可申請中）。

第 88 条および附則第 15 条を次のとおり変更いたします。（下線部が変更箇所）

（事務費掛金）

第 88 条 この基金は、第 82 条及び第 83 条に規定する掛金のほか、この基金の業務の執行に要する費用に充てるため毎月事務費掛金を徴収する。

- 2 前項の事務費掛金の額は、加入員の報酬標準給与の月額に 1,000 分の 2 を乗じて得た額とする。
- 3 第 1 項の事務費掛金は、事業主が全額負担する。

（加算特別掛金）

第 15 条 この基金は、過去勤務債務の償却に充てるため、当分の間、加算適用加入員の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までの各月につき、加算特別掛金を徴収する。

- 2 前項の加算特別掛金の額は、加算適用加入員の報酬標準給与の月額に、1,000 分の 2 を乗じて得た額とする。
- 3 第 1 項の加算特別掛金は、事業主が全額負担する。
- 4 第 86 条第 1 項の規定は、加算特別掛金について準用する。

附則

（施行期日）

第 1 条 この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（掛金に関する経過措置）

第 2 条 平成 23 年 3 月以前の月に係る掛金率については、なお、従前の例による。

2. 掛金率が変更になります。

(1) 適用年月日 平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年 5 月告知分から変更になります。

(2) 基金の掛金率

(単位：‰)

	現行	変更後	内訳	
			加入員	事業主
基本標準掛金	30	30	15	15
加算標準掛金	9	9	—	9
加算特別掛金	1	2	—	2
事務費掛金	3	2	—	2
合計	43	43	15	28

※基本標準掛金、加算標準掛金は変わりません。